

事 務 連 絡
令和5年（2023年）9月20日

一般社団法人滋賀県医師会 }
各 地 域 医 師 会 } 御中

滋賀県健康医療福祉部健康危機管理課

新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の県の対応
について

平素は、本県の保健医療行政について格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件につきましては、国から「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年9月15日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部、同省医政局総務課、同省医政局地域医療計画課、同省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課、同省医薬局総務課、同省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、同省老健局高齢者支援課、同省老健局認知症施策・地域介護推進課、同省老健局老人保健課および子ども家庭庁支援局障害児支援課 事務連絡）において、令和5年10月以降の対応について示されたところです。

これを受け、本県では、下記のとおり取扱いを変更しますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

なお、各医療機関には別添写しのとおり連絡しておりますことを申し添えます。

記

1 発熱等の症状のある方への対応について【調査・検査係】

(1) 有症状者向け検査キット配布センターについて

有症状者向けの検査キット配布については、令和5年9月20日（水）をもちまして配布の受付を終了し、9月30日（土）で事業を終了いたします。

※令和5年9月20日（水）中に申請いただきました方まで対応いたします。

※問い合わせ専用の電話および問い合わせフォームにつきましては、令和5年9月30日（土）まで対応いたします。（受付時間9:00～17:00）

※以前に送付いたしました令和5年9月12日付け事務連絡「有症状者向け検査キット配布センターの終了について」に記載しております【問い合わせ先】

につきまして、以下のとおり変更となりますので、お手数おかけいたしますが御確認の程よろしくお願いたします。(メールアドレスが使用不可となります。)

《変更後》【問い合わせ先】

有症状者向け検査キット配布センター

電話番号:0120-935-395 (受付時間:9:00~17:00)

メールアドレス: contact@cov19-shigamedical.jp

下記の県ホームページアドレスの「問い合わせフォーム」よりお問い合わせください。

県ホームページアドレス:

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/yakuzi/327003.html>

二次元バーコード:



(2) 相談体制について

外来や救急への影響緩和のため、発熱時等の受診相談窓口である「受診・相談センター」を、令和6年3月末まで継続いたします。

なお、10月以降は、自宅療養者等支援センターの相談機能を当センターに移管し、陽性判明後の体調急変時の相談についても、当センターで対応しますので、周知に御協力いただきますようお願いいたします。

【受診・相談センター】

対象	滋賀県にお住まいの方
受付時間	毎日 24 時間
電話	077-528-3621
F A X	077-528-3638
メール	coronasoudan@shigaken.net

2 滋賀県 COVID-19 災害コントロールセンターの運営について【企画係】

入院調整について、5類感染症への位置づけ変更後は、医療機関間での調整を進めながらも、並行して滋賀県 COVID-19 災害コントロールセンター(以下、「コントロールセンター」という。)において、段階的に患者像を絞りながら調整してまいりましたが、夏の感染拡大期においても概ね問題なく医療機関間で調整がされている状況に鑑み、移行計画で定めたとおり、令和5年9月30日をもってコントロールセンターの運営を終了いたします。

つきましては、10月以降は、5類感染症への位置づけ変更後からこれまで

の間にも御対応いただいておりますとおり、通常医療同様、医療機関間での入院調整のみとなりますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

なお、精神科病院の入院対象患者は、単に通院歴があるだけではなく精神保健福祉法での対応が必要となる患者となりますので御留意ください。

また、ECMO 等が必要なコロナ最重症患者など、自院では対応困難な患者の入院先が見つからない場合のみ、県病院協会の御協力により、コロナ入院コーディネート病院^{*}に相談することが可能です。(令和6年3月31日まで)

※市立大津市民病院、済生会滋賀県病院、近江八幡市立総合医療センター、長浜赤十字病院、滋賀医科大学医学部附属病院 **別添資料3**

3 入院医療体制について【医療調整第一係】

(1) 「移行計画」の延長について

第13回滋賀県新型コロナウイルス感染症対策協議会(令和5年4月20日開催)にて、コロナ患者の医療提供体制を拡充すること目的として、令和5年9月末までを期間とした「移行計画」を承認いただきましたが、国において10月以降も支援策の一部を条件付きで認める方針が示され、それに伴い「移行計画」の期間を令和6年3月末まで延長することといたします。なお、病床確保等の概要は以下(2)のとおりです。

(2) 病床の確保および確保料の取扱いについて

病床の確保については、感染拡大期において、中等症Ⅱ・重症患者用に重点化したうえで、病床確保料の支給が可能となる見込みであり、本県における確保病床数等を検討しているところです。恒常的な病床の確保はなくなりますので、引き続き確保病床によらない形での入院患者の受入をお願いいたします。本県では、今後新たに感染状況に応じた段階や即応病床の目安を作成し、病床確保料の取扱いの方針をお示しさせていただきます。

なお、国において、クラスター発生に伴い休止せざるを得ない病床については、10月以降も引き続き病床確保料の支援が継続されることが示されましたので、詳細が判明次第、御案内させていただきます。

(3) 設備整備および个人防护具の確保について

国において10月以降も補助対象範囲の見直しを行った上で、その購入経費の補助を継続することが示されました。詳細が判明次第、御案内させていただきます。

4 自宅療養者等への対応について【医療調整第二係】

(1) 陽性判明後の体調急変時の相談窓口について

5類感染症への位置づけ変更後、自宅療養者等支援センターにおいて、陽性

判明後の体調急変時の相談窓口を継続しておりましたが、10月以降については、当センターの相談機能を受診・相談センターへ移管いたします。なお、運営終了後当面の間は、当センターに連絡された場合、受診・相談センターへ転送される予定です。**別添資料1**

(2) 高齢者等宿泊療養施設について

高齢者等宿泊療養施設（ホテルピアザびわ湖・ヴォーリズ記念病院）は5類感染症への位置づけ変更後も運営を継続しておりましたが、国の方針により、全国の利用実態を踏まえ9月末をもって公費支援が終了することとなり、本県としても特別な対応から通常の医療介護連携体制での対応へ移行することとし、令和5年9月30日で運営を終了いたします。

また10月以降、各医療機関におかれましては、自宅および施設で療養されている高齢者等に対する往診・オンライン診療の実施や訪問看護事業所と連携いただき、症状に応じて必要な医療に速やかに繋がられるよう、引き続き、御協力のほどよろしく願いいたします。

5 公費負担について【調査・検査係】

(1) 新型コロナウイルス感染症治療薬の公費負担について

- ・10月以降についても、他の疾病との公平性も踏まえつつ、一定の自己負担を求めた上で継続することとなりました。治療薬の自己負担額の上限については、医療保険の自己負担割合の区分ごとに段階的に設定されます。
- ・具体的な自己負担額の上限（一回の治療あたり）については以下のとおりです。

医療費の自己負担割合が1割の方・・・3,000円

医療費の自己負担割合が2割の方・・・6,000円

医療費の自己負担割合が3割の方・・・9,000円

- ・対象となる新型コロナウイルス感染症治療薬は10月以降も引き続き以下の通りです。

経口薬「ラゲブリオ」、「パキロビッド」、「ゾコーバ」

点滴薬「ベクルリー」

中和抗体薬「ゼビュディ」、「ロナプリーブ」、「エバシエルド」

なお、国が買い上げ、希望する医療機関等に無償で配分している「ゼビュディ」、「ロナプリーブ」、「エバシエルド」については、引き続き、薬剤費は発生しません。

- ・当該薬剤を処方する際の手技料等は支援対象に含まれません。
- ・各医療機関におかれましては、自己負担額を徴収する際に、患者の自己負担割合について御確認いただく必要があります。

(2) 入院医療費の公費負担について

- ・他の疾病との公平性の観点も踏まえ、入院医療費については、高額療養費制度の自己負担限度額からの減額幅を1万円に見直した上で、公費支援を継続いたします。(医療費比例額が含まれる場合は、当該医療費比例額に5,000円を加えた額を減額)
- ・自己負担額の考え方については8(1)事務連絡および(3)の資料をご参照ください。
- ・入院中の食事代は減額補助の対象とはなりません。
- ・外来療養のみに係る月間の高額療養費算定基準額は、入院療養を対象とするものではないため減額補助の対象とはなりません。

6 外来対応医療機関の指定・公表の継続について【調査・検査係】

(1) 指定・公表の継続について

5類感染症への位置づけ変更後は、診療・検査医療機関から外来対応医療機関へ名称を変更し、御協力いただいているところです。引き続き、発熱等の症状のある患者が検査・診療にアクセスすることができるよう、外来対応医療機関の指定および当該医療機関名等の滋賀県ホームページでの公表の仕組みを継続いたします。

(2) 設備整備および個人防護具の確保について

国において10月以降も補助対象範囲の見直しを行った上で、その購入経費の補助を継続することが示されました。詳細が判明次第、御案内させていただきます。

7 日次調査および週次調査について【調査・検査係】

新型コロナの感染状況等に応じた医療提供体制の確保状況や各医療機関における負荷および移行状況を確認するため、負担軽減策として調査項目を見直したうえ、医療機関等情報支援システム(G-MIS)への入力を継続していただくことが示されました。

つきましては、今後の報告について、下記のとおりとさせていただきますので、内容を御確認のうえ、引き続き御協力いただきますようお願いいたします。

なお、これまで日次報告については、特段の事情がある場合、FAXやメール等による受付をし、本県から国へ報告をしてきたところですが、令和6年3月31日をもちましてこの取扱いを終了いたしますので、御承知のうえ、各医療機関におかれましてはG-MISでの報告体制を整備していただきますようお願いいたします。

(1) 調査実施期間

令和5年10月2日から当面の間

(2) 調査項目

病院および有床診療所は8（2）事務連絡の別添1、無床診療所は8（2）事務連絡の別添2を御参照ください。**別添資料2**

（3）報告方法

医療機関等情報支援システム（G-MIS）への入力

（4）改修について

- ・ 令和5年10月1日21:00～24:00の日程で、システム改修が実施されます。
- ・ 改修中は、入力した情報がシステムに反映されないことが想定されますので、上記時間帯は、日次調査や週次調査の入力は御遠慮いただきますようお願いいたします。
- ・ 上記時間帯は、「地域病床見える化」画面に表示される情報が更新されないことについても御留意ください。
- ・ 日時調査および週次調査の一部項目は、前回御回答時より変更がない場合は記入不要ですが、改修の兼ね合いから、改修後初回は入力が必要となります。

8 参考資料

- （1）令和5年9月15日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部、同省医政局総務課、同省医政局地域医療計画課、同省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課、同省医薬局総務課、同省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、同省老健局高齢者支援課、同省老健局認知症施策・地域介護推進課、同省老健局老人保健課およびこども家庭庁支援局障害児支援課 事務連絡「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」
- （2）令和5年9月15日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の状況把握のための医療機関等情報支援システム（G-mis）への入力等について（協力依頼（その2）」、別添1、別添2
- （3）令和5年9月15日厚生労働省公表「新型コロナウイルス感染症に関する10月以降の見直し等について」

※インターネットで「厚生労働省 事務連絡」と検索し、それぞれの発出日のページを御確認ください。

【問い合わせ先】

御不明な点等ございましたら、項目ごとに記載されております担当係にお問い合わせ下さい。

健康危機管理課

FAX（共通）：077-528-4866

企画係

TEL：077-528-1330

E-mail：ej0015@pref.shiga.lg.jp

調査・検査係

TEL：077-528-3584

E-mail：coronataisaku4@pref.shiga.lg.jp

医療調整第一係

TEL：077-528-1327

E-mail：coronataisaku3@pref.shiga.lg.jp

医療調整第二係

TEL：077-528-1331

E-mail：coronataisaku8@pref.shiga.lg.jp